官報
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）
付録資料版（毎週水曜）
財務省印刷局発行

目次

（省令）
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七五）
○容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業八四）

省令

○厚生労働省令第七十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年六月十日

厚生労働大臣　坂口　力

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第三百三十八号を第三百三十九号とし、第百二十五号から第三百三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第百二十四号の次に次の一号を加える。

百二十五　次亜塩素酸水

附則

この省令は、公布の日から施行する。

0.005mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液　0.1mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液に新たに煮沸し冷却した水を加えて20倍容量に薄め、0.1mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液に準じて用時標定する。

第2添加物の部C試薬・試液等の項5容量分析用標準液の0.01mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液の目の次に次の一目を加える。

次亜塩素酸水
Hypochlorous Acid Water

定　　義　本品は、塩酸又は食塩水を電解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液である。本品には、強酸性次亜塩素酸水（0.2％以下の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電解して、陽極側から得られる水溶液をいう。）及び微酸性次亜塩素酸水（2～6％塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極で構成されたものをいう。）内で電解して得られる水溶液をいう。）がある。

含　　量　強酸性次亜塩素酸水　本品は、有効塩素20～60mg／kgを含む。
微酸性次亜塩素酸水　本品は、有効塩素10～30mg／kgを含む。

性　　状　本品は、無色の液体で、においがないか又はわずかに塩素のにおいがある。

確認試験　(1)　本品5mlに水酸化ナトリウム溶液（1→2,500）1ml及びヨウ化カリウム試液0.2mlを加えるとき、液は、黄色を呈する。更にデンプン試液0.5mlを加えるとき、液は、濃青色を呈する。

(2)　本品5mlに過マンガン酸カリウム溶液（1→300）0.1mlを加え、これに硫酸（1→20）1mlを加えるとき、液の赤紫色は退色しない。

(3)　本品90mlに水酸化ナトリウム溶液（1→5）10mlを加えた液は、波長290～294nmに極大吸収部がある。

純度試験　(1)　液性　強酸性次亜塩素酸水　pH2.7以下
微酸性次亜塩素酸水　pH5.0～6.5

(2)　蒸発残留物　0.25％以下
本品20.0gを量り、蒸発した後、110℃で2時間乾燥し、その残留物の重量を量る。

定量法　(1)　強酸性次亜塩素酸水　本品約200gを精密に量り、ヨウ化カリウム2g及び酢酸（1→4）10mlを加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を0.01mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬　デンプン試液）。別に空試験を行い補正する。
0.01mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液1ml＝0.35453mg　Cl

(2)　微酸性次亜塩素酸水　本品約200gを精密に量り、ヨウ化カリウム2g及び酢酸（1→4）10mlを加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を0.005mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬　デンプン試液）。別に空試験を行い補正する。
0.005mol／l チオ硫酸ナトリウム溶液1ml＝0.17727mg　Cl

第2添加物の部E容器等の項5容器等の項の目の次に次の一目を加える。

次亜塩素酸水
次亜塩素酸水は、最終食品の完成前に除去しなければならない。